

平成十二年通商産業省令第四百十一号

弁理士法施行規則

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十条第一項第三号及び第二項第二号、第十二条第三号、第十六条、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十八条、第七十四条並びに附則第六条並びに次

目次

第一章 仲裁機関の指定（第一条）
第二章 弁理士試験等
第一節 弁理士試験（第二条—第十二条）
第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条—第二十一条）
第二章の二 実務修習（第二十二条の二—第二十二条の二十四）
第三章 登録（第二十二条—第二十四条）
第四章 繼続研修（第二十五条—第二十八条）
第五章 弁理士法人（第二十九条—第三十三条）
第六章 情報の公表（第三十四条・第三十五条）
第七章 業務の制限の解除（第三十六条—第三十八条）

附則

第一章 仲裁機関の指定  
(仲裁機関の指定)

第一条 経済産業大臣は、法務大臣の意見を聴いて、弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の規定による指定をするものとする。

2 経済産業大臣は、法第四条第二項第二号の規定による指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第二章 弁理士試験等

第一節 弁理士試験

(筆記試験の科目)

第二条 法第十条第一項第三号に規定する経済産業省令で定める科目は、次に掲げるとおりとする。

- 一 著作権法
- 二 不正競争防止法

第三条 法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいざれか一つのものにより行うものとする。

科目	選択問題
一 理工 I（機械・応用力学）	
二 理工 II（数学・物理）	
三 理工 III（化学）	
四 理工 IV（生物）	
五 理工 V（情報）	
六 法律（弁理士の業務に関する法律） (試験科目の内容等)	

第四条 弁理士試験の科目のうち、法第十条第一項第一号、同条第二項第一号及び同条第三項の科目については、次の各号に掲げる法令に分けて行う。

科目	(試験の免除)		
	単位数	八	四
一 特許及び実用新案に関する法令			
二 意匠に関する法令			
三 商標に関する法令			
第四条 法第十一条第一項第一号、同条第二項第一号及び同条第三項の科目的出題範囲には、特許、実用新案、意匠及び商標（以下「工業所有権」という。）に関する条約に関する規定が含まれるものとする。			
第五条 法第十一條第四号に規定する経済産業省令で定める工業所有権に関する科目的単位は、次の表の各号に掲げるものとする。			
第六条 法第十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める工業所有権に関する科目的単位は、次の表の各号に掲げるものとする。			
第七条 試験の日時及び場所並びに受験願書の受付期間は、工業所有権審議会が決定し、あらかじめ官報で公告する。			
第八条 弁理士試験を受けようとする者は、工業所有権審議会の定める様式の受験願書に写真を添付し、当該願書の受付期間内に、工業所有権審議会会長に提出しなければならない。			
第九条 法第十五条第一項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙をはつて、これを納付しなければならない。			
(受験手数料)			
第十条 受験願書等にこれに添付した写真及び書面は返還しない。			

## (合格者の公告)

**第十二条** 工業所有権審議会会長は、弁理士試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。

(雜則)

**第十三条** この省令に定めるもののほか、弁理士試験に関し必要な事項は、工業所有権審議会会長が工業所有権審議会に諮つて定める。

## 第二節 特定侵害訴訟代理業務試験

(法第十五条の二の経済産業省令で定める研修)

**第十四条** 法第十五条の二の経済産業省令で定める研修は、日本弁理士会が、次に掲げる事項について講義及び演習により行うものとし、当該研修の総時間数は、四十五時間以上とする。

- 一 特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関すること。
- 二 特定侵害訴訟の手続に関すること。
- 三 訴訟代理人としての倫理に関すること。
- 四 訴訟代理人としての倫理に関すること。
- 五 その他特定侵害訴訟に関する事項

**第十五条** 日本弁理士会は、前条の規定により同会が行う研修の実施計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

(特定侵害訴訟代理業務試験)

**第十六条** 法第十六条の特定侵害訴訟代理業務試験は、民法、民事訴訟法その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について行う。

(試験の日時等の公告)

**第十七条** 特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、工業所有権審議会が決定し、あらかじめ官報で公告する。

(受験願書等)

**第十八条** 特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、工業所有権審議会の定める様式の受験願書に写真及び日本弁理士会が交付する第十四条第二項に規定する研修の修了証明書を添付し、当該願書の受付期間内に、工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

2 受験願書には、特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする受験地を記載しなければならない。

**第十九条** 受験願書並びにこれに添付した写真及び書面は返還しない。

(受験手数料)

**第二十条** 法第十五条の二第二項において準用する法第十五条第一項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙をはって、これを納付しなければならない。

(受験願書等の返還)

**第二十一条** 工業所有権審議会会长は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。

(雜則)

**第二章の二 実務修習**

(実務修習の内容及び方法)

**第二十二条** 実務修習は、講義及び演習により行うものとし、一の実施期間内に、次の表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位数以上行わなければならない。

課程	単位数
一 弁理士法及び弁理士の職業倫理	十六単位
二 特許及び実用新案に関する理論及び実務	五十七単位
三 意匠に関する理論及び実務	二十七単位
四 商標に関する理論及び実務	三十単位
五 工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務	十七単位
六 実務修習の単位の計算方法については、三十分を一単位とすることを基本とする。	
7 実務修習の実施に当たっては、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。	
8 講義については、多様なメディア（放送、インターネットその他）の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。	
9 を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所で修習させることができる。	
10 の修得」という。)は、一の実施期間内に、前条第一項の表の上欄に掲げるすべての課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位の修得（以下「課程	
11 経済産業大臣は、修習生が疾病その他の事由により課程の一部を修得できなかつた場合には、必要に応じ、当該修習生に対し、実務修習の実施期間内に補習その他適切な措置を講ずる。	

## (実務修習の一部免除)

**第二十一条の四** 実務修習を受けようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、当該者の従事した事務等の内容に応じて第二十一条の二第一項の表の上欄の第二号から第四号までに掲げる課程のうち、いずれか一の課程（第四号に該当する者にあっては、同表の上欄の第二号から第五号までに掲げるすべての課程）の免除を申請することができる。

一 法第七条第一号に該当する者であって、当該者が所属する法人の特許及び実用新案、意匠又は商標のいずれかに関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第三項の規定により出願書類とみなされるものを含む。）の作成の事務（法第七十五条の規定に違反しないで行われるものに限る。以下「工業所有権書類作成事務」という。）に専ら三年以上従事した者

二 法第七条第一号に該当する者であつて工業所有権書類作成事務に係る補助業務に専ら五年以上従事した者

三 法第七条第一号に該当する者であつて法第十五条第五号に該当する者

四 法第七条第二号に該当する者

五 法第七条第三号に該当する者

2 前項の規定により課程の免除を申請しようとする者は、様式第一により作成した実務修習の一時免除申請書に前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申請は、第二十一条の六第一項の規定による実務修習の受講の申請と併せて行わなければならぬ。

4 経済産業大臣は、第二項の申請書を受理したときは、これを審査し、免除の申請がなされた課程を修得した者と同等以上の実務経験等を有している者と認めるときは、当該申請をした者に対し、当該申請に係る課程を免除することができる。

5 経済産業大臣は、前項の審査の結果を申請者に通知するものとする。

6 修習生は、第四項の規定により課程が免除された場合においては、実務修習の実施期間において、免除された課程の修習を要しない。

（実務修習の日程等の公告）

**第二十一条の五** 実務修習の日程、実施場所及び受講の申請の受付期間その他実務修習の実施に關し必要な事項は、経済産業大臣があらかじめ官報で公告する。

2 第二十一条の四第一項の規定による課程の免除を申請する場合には、実務修習受講申請書にその旨を記載しなければならない。

**第二十一条の六** 実務修習を受けようとする者は、様式第二により作成した実務修習受講申請書に写真及び法第七条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、当該申請書の受付期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第二十一条の四第五項の通知は、前項の通知と併せて行う。

**第二十一条の七** 法第十六条の十四第一項に規定する手数料は、実務修習受講申請書に、特許印紙をはつて、これを納付しなければならない。

（実務修習の通知）

**第二十一条の八** 経済産業大臣は、第二十一条の六第一項の規定による実務修習の受講の申請があつたときは、当該申請者に実務修習の日程及び実施場所を通知するものとする。

2 第二十一条の四第五項の通知は、前項の通知と併せて行う。

（実務修習の修了）

**第二十一条の九** 経済産業大臣は、第二十一条の三第一項の規定により、すべての課程（第二十一条の四第六項に該当する場合にあつては、免除された課程を除く。）の修得をした修習生に對して、実務修習を修了したことを証する書面（以下「実務修習修了証」という。）を交付する。

（修了証の再交付）

**第二十一条の十** 実務修習修了証の交付を受けた者は、実務修習修了証を破り、汚し、又は失ったときは、経済産業大臣に実務修習修了証の再交付を申請することができる。

（規定の適用）

**第二十一条の十一** 法第十六条の三第一項に規定する指定修習機関（以下単に「指定修習機関」という。）が同項に規定する実務修習事務（以下単に「実務修習事務」という。）を行う場合における

第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項、第四項及び第五項、第二十一条の五、第二十一条の六第一項、第二十一条の七、第二十一条の八第一項、第二十一条の九、前項並びに様式第一の規定の適用については、これらの規定（第二十一条の七及び様式第一を除く。）中「経済産業大臣」とあるのは「指定修習機関」と、第二十一条の六第一項中「様式第二により作成した実務修習受講申請書に写真及び法第七条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し」とあるのは「法第十六条の六第一項に規定する修習事務規程の定めるところにより」と、第二十一条の七中「法第十六条の十四第一項に規定する手数料は、実務修習受講申請書と特許印紙をはつて」とあるのは「法第十六条の十四第一項の規定により認可を受けた手数料は、修習事務規程の定めるところにより」と、様式第一中「経済産業大臣」とあるのは「指定修習機関の長」とする。

（実務修習事務の範囲）

**第二十一条の十二** 法第十六条の三第一項の経済産業省令で定めるものは、実務修習実施要領（実務修習の目標並びにその基本的な内容及び方法を定める実務修習の実施の要領をいう。）を定める事務とする。

（指定の申請）

**第二十一条の十三** 法第十六条の三第二項の規定により指定修習機関の指定を受けようとする者は、様式第三により作成した指定修習機関指定申請書に次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）  
 三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書  
 四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 実務修習事務に従事する職員の氏名を記載した書類

七 組織及び運営に関する事項を記載した書類

八 実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備の概要及び整備計画を記載した書類

九 現に行っている業務の概要を記載した書類

十 実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一 実務修習の講師及び指導者の選任に関する事項を記載した書類

十二 法第十六条の三第五項第一号及び第二号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面

2 経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。  
 (指定修習機関の名称等変更の届出)

**第二十一条の十四** 指定修習機関は、法第十六条の四第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四により作成した指定修習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(修習事務規程の記載事項)

**第二十一条の十五** 法第十六条の六第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

第一 実務修習の実施期間

第二 実務修習の受講の申請に関する事項

第三 実務修習事務の手数料の額及び収納の方法に関する事項

第四 実務修習の日程の公示方法その他実務修習の実施の方法に関する事項

第五 実務修習の講師又は指導者の数、選任及び解任に関する事項(法第十六条の二第二項第三号に規定する弁理士としての経験年数に関する事項を含む。)

第六 実務修習教材に関する事項

第七 実務修習事務の一部委託に関する事項

第八 実務修習修了証の発行に関する事項

第九 実務修習事務に関する秘密の保持に関する事項

第十 実務修習事務に関する公平の確保に関する事項

十一 実務修習事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

十二 その他実務修習事務に関する必要な事項

(修習事務規程の認可の申請)

**第二十一条の十六** 指定修習機関は、法第十六条の六第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第五により作成した修習事務規程認可申請書に修習事務規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 指定修習機関は、法第十六条の六第一項後段の規定により修習事務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第六により作成した修習事務規程変更認可申請書に変更後の修習事務規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。  
 (修習事務規程の認可の基準)

**第二十一条の十七** 法第十六条の六第四項の経済産業省令で定める基準は、実務修習事務を適正かつ確実に実施する上で適當なものであることとする。

**第二十一条の十八** 法第十六条の八の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

第一 実務修習の実施期間

第二 実務修習の講義及び演習の実施場所

第三 実務修習の講師及び指導者の氏名、担当した講義又は演習及びその単位数

四 修習生の受講番号、氏名、生年月日、住所及び実務修習の受講状況(免除された課程の記載を含む。)

2 修習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、実務修習修了証の交付の年月日  
 か長い期間、これを保存しなければならない。  
 3 前項の帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

**第二十一条の十九** 法第十六条の十第二項の証明書は、様式第七によるものとする。

(実務修習事務休廃止許可の申請)

**第二十二条の二十** 指定修習機関は、法第十六条の十一第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第八により作成した実務修習事務休廃止許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(引継ぎ)

**第二十二条の二十一** 指定修習機関は、法第十六条の十三第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 実務修習事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 二 第二十二条の十八の帳簿その他実務修習事務の書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

(公示)

**第二十二条の二十二** 法第十六条の四第一項及び第三項、法第十六条の十一第一項、法第十六条の十二第三項並びに法第十六条の十三第二項の規定による公示は、官報で公告することによって行う。(実務修習事務の実施に要する費用の細目)

**第二十二条の二十三** 弁理士法施行令(以下「令」という。)第四条第一項の経済産業省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

(雑則)

**第二十二条の二十四** この省令に定めるもののほか、実務修習に關し必要な事項は、経済産業大臣が定める。

**第三章 登録**

(弁理士登録簿)

**第二十二条** 法第十七条第一項に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 住所
- 二 事務所の名称
- 三 資格取得の事由
- 四 登録年月日及び登録番号

(登録の申請)

**第二十三条** 登録申請書は、日本弁理士会の定める様式による。

**第二十四条** 法第十八条第一項に規定する経済産業省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

**第二十五条** 法第十八条第一項に規定する経済産業省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

**第二十六条** 登録申請書には、弁理士となる資格を有することを証する書類のほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一 申請者の写真

二 申請者の氏名、住所及び生年月日を証する書類

三 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の官公署の証明書

四 申請者が法第八条第一号から第四号まで及び第七号並びに第十九条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 法第十九条第一項第一号に該当するかどうかを審査するために日本弁理士会が必要と認める書類

(法第二十五条第一項に該当するおそれがある者に関する届出手続)

**第二十七条の二** 弁理士が心身の故障により弁理士の業務の継続が著しく困難となつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、日本弁理士会にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(特定侵害訴訟代理業務の付記)

**第二十八条** 法第二十七条の二第一項に規定する付記申請書は、日本弁理士会の定める様式による。

**第二十九条** 法第二十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める事項は、第二十二条第一項第四号の登録番号とする。

**第四章 継続研修**

(継続研修)

**第二十五条** 弁理士は、日本弁理士会の指定する四月一日を始期とする五年間(以下「研修期間」という。)、「ことにつき、日本弁理士会が行う法第三十二条の二に規定する研修(以下「継続研修」といふ。)」を七十単位(以下「必要単位数」という。)以上受けるものとする。

2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間とすることを基本として、研修の方法ごとに日本弁理士会が定めるところによる。

## (継続研修の免除)

**第二十六条** 弁理士は、研修期間を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより弁理士としての業務を行わない場合又は行わない見込まれる場合には、日本弁理士会会長（以下「会長」という。）に対し、当該研修期間の継続研修の免除を申請することができる。

一 負傷又は疾病のために療養すること。

二 国会議員又は地方公共団体の議員であること。

三 国又は地方公共団体に常時勤務すること。

四 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者であること。

五 弁理士としての業務を行わないことが相当である事由であつて、前各号に準ずるものと認める場合は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の免除をすることができる。

六 弁理士は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を添付して、会長に提出しなければならない。

七 弁理士は、前項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。

八 弁理士としての業務を行わない期間が研修期間の相当の部分に及ぶ場合若しくは及ぶと見込まれる場合又は必要単位数の軽減を認めるに足りる相当な理由がある場合には、会長に対し、当該研修期間の継続研修について必要単位数の軽減を申請することができる。

九 弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第十により作成した継続研修の軽減申請書に、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。

一〇 弁理士は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、別表に定める基準に従い、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の必要単位数の軽減を申請することができる。

一一 弁理士は、前項の規定による申請をするときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を添付して、会長に提出しなければならない。

一二 経済産業大臣は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。

一三 第一項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第三項の規定による継続研修の必要単位数の軽減がされた場合には、当該研修期間において、軽減された単位数の研修を受けることを要しない。

一四 第一項の規定による申請をした弁理士は、前条第一項各号の事由が消滅したときは、速やかに、会長にその旨を届け出なければならない。

一五 第二十九条（実施計画の承認及び実施状況の報告）  
（実施計画の承認及び実施状況の報告）

一六 第二十九条 法第五十五条第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百十五条第一項の規定により弁理士法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによること。

一七 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成及び保存をしなければならない。

一八 弁理士法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

一九 事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる場合は、その日。以下この条において同じ。において、相当の償却をしなければならない。

二〇 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合には、当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

二一 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

二二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産その時の取得原価から相当の減額をした額

二三 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

二四 弁理士法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

二五 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

二六 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関する規定は、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

## (貸借対照表)

**第三十条** 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

3 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不适当な場合は、この限りでない。

4 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。

7 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適當な名称を付さなければならない。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥當と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

## (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第三十一条** 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十八条第一項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

## (財産目録)

**第三十二条** 法第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五十二条第一項各号又は第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、弁理士法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

## (清算開始時の貸借対照表)

**第三十三条** 法第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

## (公表事項)

## 第六章 情報の公表

## 第三十四条

法第七十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 事務所の所在地の都道府県名及び市区町村名並びに当該事務所の名称

二 弁理士の氏名

三 資格取得の事由

四 弁理士登録簿の通算登録期間

五 法第二十七条の三第一項の規定により特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた年月日であつて、最新のもの

六 弁理士が取り扱う主要な分野に関する事項

八 繼続研修の受講状況

十九 法第三十二条第一号に掲げる处分に関する事項（当該処分を受けた弁理士であつて、処分の日から一年を経過していないものに係るものに限る。）  
 十 法第三十二条第二号に掲げる处分に関する事項（当該処分を受けた弁理士であつて、処分の期間終了の日から一年を経過していないものに係るものに限る。）

**第三十五条** 法第七十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、前条各号に掲げる事項を、日本弁理士会がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

2 前項のインターネットの利用による公表は、弁理士に事務を依頼しようとする者が弁理士の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で弁理士を選択することを支援するため、弁理士に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法によるものとする。

## 第七章 業務の制限の解除

（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）

**第三十六条** 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

一 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれら権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

二 特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

三 商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第三十条（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十

五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第一項の規定による書面の提出又は特許登録令第三十条第二項若しくは第三項の規定による期間の延長の請求

五 第一号から第三号までに掲げる登録の申請の補正

（特許証等の再交付の請求）

**第三十七条** 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第九項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。

**第三十八条** 令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提出とする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第二章の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

（弁理士試験規則等の廃止及び経過措置）

**第二条** 弁理士試験規則（昭和十三年商工省令第二十七号。以下「旧試験規則」という。）及び弁理士法第二条第一項第一号に定める外国の国籍を有する者に関する省令（平成六年通商産業省令第九十六号）は、廃止する。ただし、旧試験規則の規定（第一条第二項及び第三条を除く。）は、平成十三年十二月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧試験規則第一条第一項中「弁理士試験ヲ受ケントスル者ハ予備試験及本試験ニ付各別ニ」とあるのは、「弁理士試験」とする。このは、「弁理士試験」とする。

（弁理士の資質の向上を図るためにの研修）

**第三条** 法附則第六条に規定する経済産業省令で定める者は、改正前の弁理士法（大正十年法律第一百号。以下「旧法」という。）第三条各号のいづれかに該当する者であつて、旧法第六条第二項又は法第十七条第一項の規定により登録を受けたものとする。

2 法附則第六条の規定により日本弁理士会が行う研修の科目は、著作権法、不正競争防止法その他の法第四条第二項及び第三項に規定する業務に関し必要な事項とする。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに、法附則第六条の規定により日本弁理士会が行う研修を受けなければならない。

一 法附則第六条第一号に該当する者は、法施行の日から二年を経過する日  
 二 法附則第六条第二号に該当する者は、法施行の日から二年を経過する日又は法第十七条第一項の規定により登録を受けた日から一年を経過する日のいづれか遅い日  
 3 日本弁理士会は、法施行後遅滞なく、法附則第六条の規定により同会が行う研修の実施計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

4 附 則（平成一三年一二月一七日経済産業省令第二二四号）

（この省令は、平成十四年一月一日から施行する。）

附 則（平成一四年一二月一九日経済産業省令第一二二号）

（この省令は、平成十五年一月一日から施行する。）

附 則（平成一六年三月二日経済産業省令第二二八号）抄

### （施行期日）

**第一条** この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第一百二十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）

抄

（施行期日） 第一条 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び附則第二条の規定は、平成二十一年一月一日から施行する。
（経過措置） 附則（平成一八年一二月二八日経済産業省令第一二〇号）抄	（経過措置） 2 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の規定による司法試験の第二次試験又は司法試験法及裁判所法の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験を受け当該試験に合格した者に係る弁理士試験の論文式による試験の一部免除については、なお従前の例による。

（施行期日） 第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（第六十八条の二）を「第一百四条」に改める部分に限る。は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二〇年三月一九日経済産業省令第一四号）
（継続研修に関する経過措置） 第二条 この省令による改正後の弁理士法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条第一項の規定により日本弁理士会が指定する研修期間が、次の表の上欄に掲げる期間である者は、日本弁理士会が行う弁理士法（以下「法」という。）第三十一条の一に規定する研修（以下「継続研修」という。）を当該研修期間前にそれぞれ同表の下欄に掲げる単位以上受けるものとする。ただし、新たに弁理士の登録を受けた者についてはこの限りでない。	（継続研修に関する経過措置） 第二条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十一年一月一日から施行する。
研修期間	単位数
平成二十一年度から平成二十五年度まで	十四単位
平成二十二年度から平成二十六年度まで	二十八単位
平成二十三年度から平成二十七年度まで	四十二単位
平成二十四年度から平成二十八年度まで	五十六単位

2 平成二十年度に行う継続研修については、新規則第二十八条第一項中「事業年度の開始前に」とあるのは「事業年度の開始後、遅滞なく」と、「事業年度ごとにあらかじめ経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。  
(弁理士の情報公表に関する経過措置)

第三条 法第七十七条の二第一項の規定による公表については、この省令の施行の日から起算して六月間は、新規則第三十四条の規定にかかるわらず、同条に掲げる事項のうち、同条第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項について行うことができるものとする。

(弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置)

第四条 この省令による改正前の弁理士法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条に規定する科目について法第十二条第三号に該当する者は、新規則第三条に規定する科目について法第十二条第三号に該当する者とみなし、その申請により、当該者が受験した次の表の上欄に掲げる旧規則第三条の規定による試験を免除する。

旧試験科目	新試験科目
地理工学	理工I（工学）
機械工学	理工I（工学）
物理工学	理工II（数学・物理）
情報通信工学	理工V（情報）
応用化学	理工III（化学）
バイオテクノロジー	理工IV（生物）
弁理士の業務に関する法律	法律（弁理士の業務に関する法律）

附則（平成二〇年九月九日経済産業省令第六四号）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び附則第二条の規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

## (弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置)

**第二条** この省令による改正前の弁理士法施行規則第六条第一号の規定により、弁理士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年経済産業省令第十四号。以下「改正省令」という。)による改正前の弁理士法施行規則(以下「旧規則」という。)第三条に規定する科目について弁理士法(以下「法」という。)第十二条第六号に該当する者は、改正省令による改正後の弁理士法施行規則(以下「新規則」という。)第三条に規定する科目について法第十二条第六号に該当する者とみなし、その申請により、当該者が免除されることとなつた次の表の上欄に掲げる旧規則第三条の規定による試験を免除する。

旧試験科目	新試験科目
地球工学	理工I (工学)
機械工学	理工II (数学・物理)
情報通信工学	理工V (情報)
応用化学	理工III (化学)
バイオテクノロジー	理工IV (生物)
弁理士の業務に関する法律	法律(弁理士の業務に関する法律)

**附 則** (平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号)

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月二八日経済産業省令第七二号)抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二六年一二月二六日経済産業省令第六九号)

(施行期日)  
1 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置)

2 この省令による改正前の弁理士法施行規則(以下「旧規則」という。)第三条に規定する科目について法第十二条第三号又は第六号に該当する者とみなし、その申請により、当該者が免除されることとなつた次の表の上欄に掲げる旧規則第三条の規定による試験の科目の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について行う新規則第三条の規定による試験を免除する。

旧試験科目	新試験科目
理工I (工学)	理工I (機械・応用力学)
理工II (数学・物理)	理工II (数学・物理)
理工III (化学)	理工III (化学)
理工IV (生物)	理工IV (生物)
理工V (情報)	理工V (情報)
法律(弁理士の業務に関する法律)	法律(弁理士の業務に関する法律)

**附 則** (平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号)抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二七年二月二〇日経済産業省令第七号)

この省令は、意匠の国際登録に関するハーゲ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月二十五日経済産業省令第三六号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二八年一二月二八日経済産業省令第一一二号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年九月二九日経済産業省令第七八号)抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年一二月二七日経済産業省令第八五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。



様式第1 (第21条の4第2項関係) (平20経産令64・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

実務修習の一部免除申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名  
生年月日 年 月 生  
住所

弁理士法施行規則第21条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり課程の免除を申請します。

記

- 1 免除の対象となる課程 (第21条の2第1項第 号)
- 2 免除申請の理由 (第21条の4第1項第 号 : ( 年))

3 添付書類

[備考]

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 「1 免除の対象となる課程」の欄には、該当する号番号を記載する。
- 3 「2 免除申請の理由」の欄には、該当する号番号を記載し、第1号又は第2号に該当する場合は、「特許事務所における商標の出願の補助業務の経験」等具体的内容及び工業所有権書類作成事務に専ら従事した期間を記載する。
- 4 「3 添付書類」について、
  - (1) 第21条の4第1項第1号又は第2号に該当する場合は、申請者の所属した組織における責任者が発行する「職歴を証明する書類」を添付する。
  - (2) 同項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、その旨を証する書類を添付する。ただし、第21条の6第1項の実務修習受講申請書に当該書類を添付したときは、これを援用することができる。

## 様式第2 (第21条の6第1項関係)

特許印紙  
(申請者は消印しないこと)

## 実務修習受講申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣

殿

氏名 男・女

生年月日

住所

自宅電話番号

勤務先

所在地

勤務先電話番号

写 真

弁理士法施行規則第21条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり実務修習の受講を申請します。

## 記

- 1 受講希望地
- 2 受講希望コース
- 3 実務修習の課程の免除 申請する・申請しない
- 4 受講資格
  - (1) 弁理士試験合格証書番号
  - (2) 弁護士登録証番号又は司法修習修了証書番号
  - (3) 特許庁審判官・審査官歴
- 5 添付書類

## [備考]

- 1 この申請書は経済産業大臣に提出すること。
- 2 「住所」の欄は郵便物が必ず届くよう正確に記載すること（アパート・マンション名、同居の場合には～方等も必ず記載すること）。
- 3 写真は、旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとし、裏面に氏名を記載し、全面に糊を付け、「写真」の欄にしっかりと貼付すること。
- 4 特許印紙は、「特許印紙」の欄に貼付すること。
- 5 「5 添付書類」として、「4 受講資格」を証する書類等を添付すること。

様式第3（第21条の13第1項関係）（平20経産令64・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

指定修習機関指定申請書

令和 年 月 日

經濟産業大臣 殿

申請機関  
代表者

弁理士法施行規則第21条の13第1項の規定に基づき、下記のとおり指定修習機関の指定を申請します。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 実務修習事務を行おうとする事務所の所在地
- 3 実務修習事務を開始しようとする年月日
- 4 添付書類

[備考]

- 1 この申請書は、經濟産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、以下の書類を添付すること。
  - (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
  - (2) 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表  
(申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
  - (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
  - (5) 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - (6) 実務修習事務に従事する職員の氏名を記載した書類
  - (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (8) 実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備の概要及び整備計画を記載した書類
  - (9) 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - (10) 実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
  - (11) 実務修習の講師及び指導者の選任に関する事項を記載した書類
  - (12) 弁理士法第16条の3第5項第1号及び第2号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面

様式第4 (第21条の14関係) (平20経産令64・追加、令元経産令1・令2 経産令92・一部改正)  
指定修習機関名称等変更届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

指定修習機関  
代表者

弁理士法施行規則第21条の14の規定に基づき、下記のとおり指定修習機関の名称  
若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地の変更を届け出ます。

記

- 1 変更後の指定修習機関の名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所  
在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

〔備考〕

この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

様式第5（第21条の16第1項関係）（平20経産令64・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

修習事務規程認可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣

殿

指定修習機関

代表者

弁理士法施行規則第21条の16第1項の規定に基づき、別添のとおり修習事務規程の認可を申請します。

[備考]

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、修習事務規程を添付すること。

様式第6（第21条の16第2項関係）（平20経産令64・追加、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

修習事務規程変更認可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

指定修習機関  
代表者

弁理士法施行規則第21条の16第2項の規定に基づき、下記のとおり修習事務規程の変更の認可を申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

〔備考〕

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、変更後の修習事務規程を添付すること。

## 様式第7 (第21条の19関係) (平20経産令64・追加)

(表)

## 弁理士法第16条の10の規定による立入検査証

写 真  
(押出スタンプ割印)

職名  
氏名  
年 月 日 生  
年 月 日 発行  
経済産業大臣 印

(裏)

## 弁理士法抜き

第16条の10 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第81条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第16条の8の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第16条の10第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第16条の11第1項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

様式第8 (第21条の20関係) (平20経産令64・追加、令元経産令1・令2 経産令92・一部改正)  
実務修習事務休廃止許可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

指定修習機関  
代表者

弁理士法施行規則第21条の20の規定に基づき、下記のとおり実務修習事務の休廃止の許可を申請します。

記

- 1 休止し、又は廃止しようとする実務修習事務の範囲
- 2 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、  
その期間
- 3 休止又は廃止の理由

[備考]

この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

様式第9（第26条第2項関係）（平20経産令14・追加、平20経産令64・旧様式第1線下・一部改正、令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

継続研修の免除申請書

令和 年 月 日

日本弁理士会会長 殿

住所  
氏名

弁理士法施行規則第26条第2項の規定に基づき、日本弁理士会が行う継続研修の免除を申請します。

記

- 1 免除を受けようとする研修期間
- 2 免除を申請する理由（　号該当）
- 3 添付書類

〔備考〕

- 1 「免除を申請する理由」の欄には、（ ）内に第26条第1項各号のいずれかに該当する「号」を記載し、その理由を具体的に記載すること。
- 2 「添付書類」の欄には、第26条第1項各号のいずれかに該当する事由を証する資料の名称を記載すること。

様式第10 (第27条第2項関係) (平20経産令14・追加、平20経産令64・旧様式第2様下・一部改正、令元経産令1・令2経産令92・一部改正)

継続研修の軽減申請書

令和 年 月 日

日本弁理士会会長 殿

住所  
氏名

弁理士法施行規則第27条第2項の規定に基づき、日本弁理士会が行う継続研修について、必要単位数の軽減を申請します。

記

- 1 軽減を受けようとする研修期間
- 2 軽減を申請する理由（　号該当）
- 3 当該研修期間における弁理士としての業務を行わない期間
- 4 添付書類

[備考]

- 1 「軽減を申請する理由」の欄には、( ) 内に第26条第1項各号のいずれかに該当する「号」を記載し、その理由を具体的に記載すること。
- 2 「添付書類」の欄には、第26条第1項各号のいずれかに該当する事由を証する資料の名称を記載すること。